

# 社会福祉法人 太陽の村 総合福祉施設グランビレッジ倉橋(ショートステイ) 料金表

令和6年8月1日現在

## ①基本サービス費 介護保険利用者負担額

	基本利用料金		
	日額(1割)	日額(2割)	日額(3割)
要支援1	529円	1, 058円	1, 587円
要支援2	656円	1, 312円	1, 968円
要介護1	704円	1, 408円	2, 112円
要介護2	772円	1, 544円	2, 316円
要介護3	847円	1, 694円	2, 541円
要介護4	918円	1, 836円	2, 754円
要介護5	987円	1, 974円	2, 961円

## ②食費及び居住費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円/日	600円/日	1, 000円/日	1, 300円/日	1, 800円/日
居住費	880円/日	880円/日	1, 370円/日	1, 370円/日	2, 066円/日

### ※食費及び居住費の負担限度額について

第1段階	生活保護者等、世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市民税非課税世帯で、本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 80万円以下かつ預貯金の合計が650万円(夫婦は1650万円)以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税世帯で、本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1550万円)
第3段階②	世帯全員が市民税非課税世帯で、本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 120万円超かつ、預貯金の合計が500万円(夫婦は1500万円)以下
第4段階	市民税課税世帯

※負担限度額認定は市役所に申請が必要です。

利用者の方で所得や資産が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。

## ③加算 介護保険利用者負担額(該当するもののみ算定します)

加算内容	1割	2割	3割	算定根拠
□ 看護体制加算 I (イ) 4単位/日	4円	8円	12円	常勤の看護職員が1名以上であり、かつその数に1名を加配し、24時間の連絡体制を確保している場合
□ 看護体制加算 II (ロ) 8単位/日	8円	16円	24円	
□ 送迎加算 184単位/片道	184円	368円	552円	利用者を自宅まで送迎した場合
□ 夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位/日	18円	36円	54円	人員基準+1人以上の介護・看護職員を夜間に配置している場合
□ 夜勤職員配置加算(Ⅳ) 20単位/日	20円	40円	60円	
□ 機能訓練体制加算 12単位/日	12円	24円	36円	専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合
□ 個別機能訓練加算 56単位/日	56円	112円	168円	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護所員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合
□ 生活機能向上連携加算 100単位/月	100円	200円	300円	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。 ※ 個別機能訓練加算を算定している場合

□ 生活機能向上連携加算 200単位/月	200円	400円	600円	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。
□ 医療連携強化加算 58単位/日	58円	116円	174円	厚生労働省が定める特定の状態の利用者に対し、急変の予想や早期発見等のために看護職員による定期的な巡回や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応を行った場合
□ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日	3円	6円	9円	認知症の者の示す割合が50%以上であり、対象者のに対して一定の割合の専門的な研修修了者を配置、専門的なケアを実施している場合等
□ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日	4円	8円	12円	
□ 療養食加算 8単位/食	8円	16円	24円	医師の指示を基に管理栄養士が適切な食事の提供を行った場合
□ 在宅中重度者受入加算	421単位/日	421円	842円	短期入所生活介護を利用しているとき、利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合 ※ 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合
	417単位/日	417円	834円	1, 251円 ※ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合
	413単位/日	413円	826円	1, 239円 ※ 上記のいずれの看護体制加算も算定している場合
	425単位/日	425円	850円	1, 275円 ※ 看護体制加算を算定していない場合
□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日	22円	44円	66円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であること。
□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位/日	18円	36円	54円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
□ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日	6円	12円	18円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
□ 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日	120円	240円	360円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
□ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日	200円	400円	600円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にショートステイを利用となった場合(算定は7日間を限度)
□ 緊急短期入所受入加算 90単位/日	90円	180円	270円	利用者や家族の事情により、緊急にショートステイを利用することになった場合(原則7日まで、やむを得ない事情がある場合は14日を限度)
□ 看取り連携体制加算 64単位/日	64円	128円	192円	看取り期の対応方針を定め、利用開始の際に利用者・その家族に内容を説明し、同意を得ていること。(死亡日及び死亡日以前30日以下について算定は7日間を限度)
□ 長期利用者減算 (31日～60日)	▲30単位			連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者
□ 長期利用者減算 (61日以降)	▲32単位			連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者
□ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	合計金額×8. 3%			介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、行政に届け出を行うとともに当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合
□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	合計金額×2. 7%			介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、行政に届け出を行うとともに当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合
□ 介護職員等ベースアップ等支援加算	合計金額×1. 6%			介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、行政に届け出を行うとともに当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合
□ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計金額×14. 0%			介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、行政に届け出を行うとともに当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合

医療費	実費
その他	実費

おやつ代について

昼食を食べずにおやつのみ希望される方 おやつ代	110円 頂きます
----------------------------	-----------

日常生活費(シャンプー・リンス、バスタオル等) : 110円/日

行事参加費: 実費相当

★冬場、毛布や電気毛布などご持参いただいて結構です。◎湯たんぽは不可  
(ただし、1コンセント50円/1日(税別)の実費となります。)